

(様式1)

松教学第216号

令和3年4月19日

文部科学大臣 殿

設置者名

愛媛県伊予郡松前町長 岡本 靖

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、  
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

松前町公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和元年度～令和3年度（3年間）

(担当)

松前町教育委員会学校教育課

担当者名：手島 大介

電話：089-985-4134

E-Mail：412gkyoiku@town.masaki.lg.jp

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

老朽化が著しく構造上危険な状態にある松前中学校の校舎(耐力度点数:北校舎3,702点、南校舎4,758点)を改築する。

#### (2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

体育館及び武道場の天井に固定されていない落下の危険性がある照明について、落下防止のための天井照明器具取替工事を行い、児童生徒等の事故を防ぐとともに安全を確保する。

#### (3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

老朽化した北伊予小学校のトイレの乾式化、洋式化の改修を行い、併せて多目的トイレを配置し環境の整備を図る。

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		3 校
中学校		3 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		2 園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	6 箇所
	学校武道場	3 箇所
	社会体育施設	箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 <sup>※1</sup>	有	令和3年3月1日
国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup>	有	令和3年3月31日

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>本計画の初年度に、目標の達成状況の評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は町のホームページ等で公表する。</p>
--

